

令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務に係る 企画提案募集実施要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務

3 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 実施主体

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）
（事務局：愛媛県中予地方局地域政策課）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までの間

(4) 予算上限額

3,325千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、本業務の調達における委託料の上限額を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 当初契約において定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合は、原則として受託者の負担とする。

※ 見積書に記載された見積価格がこの金額を超える場合は、審査の対象外とする。

4 参加者の資格に関する要件

本企画提案に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されている、もしくは、企画提案書提出期限までに登録が予定されていること。

なお、参加申込みの提出は、登録見込みの段階で可能であるが、申請の不備や審査の結果、上記の期日までに登録されなかった場合は、参加申込みは無効の取扱いとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止の処分を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(5) 企画提案書の提出期限の前日6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

5 スケジュール（予定）

内容	日時・期間	摘要
公募開始、実施要領等の公開	令和6年5月9日（木）	県ホームページで公開
参加申込みの受付	令和6年5月9日（木）から 同年5月23日（木）午後5時まで	6に記載のとおり
質問の受付	令和6年5月9日（木）から 同年5月23日（木）午後5時まで	7に記載のとおり
企画提案書等の提出	令和6年6月10日（月）午後5時まで	8に記載のとおり
審査	令和6年6月中・下旬	9に記載のとおり
審査結果通知	令和6年6月下旬	

6 参加申込み

(1) 提出書類

- ① 企画提案募集参加希望書（様式1）
- ② 業務実績書（様式2）
- ③ 企業・団体概要（様式任意、企業案内パンフレット可）

(2) 提出期間

令和6年5月9日（木）から同年5月23日（木）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

- ① 持 参 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時00分（正午から午後1時を除く。）とする。
- ② 郵 送 期限の日の午後5時00分までに必着とする。

(4) 提出場所

「13 問合せ先・提出先」とする。

7 質問の受付及び回答

委託業務及び企画提案募集に関する質問は、質問票（様式3）に記載の上、質問受付期間内に、電子メールで次のメールアドレス宛てに提出すること。

なお、メールの件名は、「【質問】重信川サイクリングロード魅力体験事業」とし、提出後、担当窓口（愛媛県中予地方局地域産業振興部地域政策課企画調整係 電話番号（089-909-8751））へ電話で受信確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和6年5月9日（木）から同年5月23日（木）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出先

電子メール chu-seisaku@pref.ehime.lg.jp

(3) 回答方法

- ① 回答の対象となる質問は、参加希望書の提出があった者からの質問とする。
- ② 上記①の質問については、参加希望書の提出があった者全員に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ③ 受付期間以外の質問や、公平性の確保及び公正な選考に支障が生じると判断した質問については、いかなる理由があっても回答しない。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の内容及び提出方法は次のとおりとする。

(1) 企画提案書

① 提出書類

ア 企画提案募集企画提案提出書（様式4） 1部

イ 企画提案書 9部（電子データ（PDF形式）でも提出すること。）

② 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時00分まで（必着）

③ 提出方法

ア 持参 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時00分（正午から午後1時を除く。）とする。

イ 郵送 期限の日の午後5時00分までに必着とする。

④ 提出場所

「13 問合せ先・提出先」のとおりとする。

⑤ 書式等

ア 企画提案書は、A4版、カラー印刷、用紙の向きは縦、レイアウトは横書き、左とじとして、ページ番号を付すこと。A3サイズの資料がある場合は、片袖折（Z折）とすること。透明シートなどの表紙は付けないこと。

イ 散逸しないような形でつづること。

⑥ 構成、記載内容

企画提案書の構成は次のとおりとし、「ウ 事業提案内容」については、令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務仕様書に基づき、考え方も含めて素案を記載すること。また、提案のイメージを理解しやすいよう、イラスト、絵、写真などを使用して差し支えない。

ア 表紙

イ 目次

ウ 事業提案内容

○ 実施概要

事業の全体像、スキーム、ターゲット、期待される効果などを記載すること。

○ 具体的な事業内容

令和6年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務仕様書の8（事業内容）に記載の各項目について、具体的な内容、手法等と考え方を記載すること。

その他、独自提案があれば積極的に記載すること。（※該当箇所が分かるように記載）

エ 事業実施体制（人員配置、配置予定者等）

オ 事業実施スケジュール

カ 過去に実施した類似業務（規模、概要）

⑦ 留意事項

ア 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

ウ 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現とすること。

エ 企画提案募集は、契約候補者の選定を目的に実施するもので、契約後の業務において、必ずしも提案内容に沿った事業を実施するものではない。

オ 再提出は、上記8(1)②の提出期限内に限り認める。（部分的な差替えは認めない）。

なお、書類の不足、不備の補完、内容不明の確認の他、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。

カ 企画提案書を取り下げる場合は、取下げ願い書（様式5）を提出するものとする。

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願い書を提出するものとする。また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

キ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

ク 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

⑧ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案。

ウ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合。

(2) 参考見積書

① 提出部数

1部

② 提出期限、提出方法、提出場所

上記(1)②、③、④に同じ。

③ その他

見積金額は、消費税及び地方消費税額を含む額で記載するとともに、代表者印を押印すること。

9 審査

(1) 審査方法

① 審査は、別途設置する選定審査会において行うこととし、最も優れた提案として評価した上位1者を契約候補者として選定する。

② 審査は、書面審査又はプレゼンテーションによる審査とする。

③ 審査は、(3)審査基準に基づき、各審査員が項目ごとに採点し、新增沢方式により行う。

なお、提案者が1者の場合は、審査得点が総得点の6割以上である場合に契約候補者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(2) プレゼンテーションを実施する場合

① 実施日程

令和6年6月中・下旬（予定）

② 実施方法

プレゼンテーションは、各企画提案募集参加者が次の配分時間により実施する。

ア 準備 5分

イ 説明 15分

ウ 質疑応答 10分

③ その他

ア プレゼンテーションの説明内容は、提出期限までに提出した企画提案書（紙ベース又はパワーポイント等）に係るものとし、プレゼンテーションの場での新たな資料の提出や配付は認めない。

イ 提出書類及びプレゼンテーションの内容については、非公開とする。また、企画提案募集参加者は他の参加者のプレゼンテーションを視聴することはできない。

ウ 当日の日程等の詳細は、各プレゼンテーション参加者に別途通知する。

(3) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価する。

項目	内容
事業に対する考え方	1 本事業の背景や目的を理解した提案になっているか。
	2 本事業のターゲット像について、各種現状分析を行い、具体的に設定しているか。
業務遂行能力	1 業務遂行能力を有し、実施体制は適正であるか。
	2 全体スケジュールは具体的に記載されており、無理なく進行管理できるようになっているか。
	3 過去の業務実績とその内容（成果）はどうか。

提案内容	1 重信川サイクリングロードとその周辺地域の魅力について具体的に検討し、その魅力を効果的に発信できる内容となっているか。
	2 提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴ったものとなっているか。
	3 地域住民に広く広報でき、参加者の創出につながるものとなっているか。
	4 デジタル広告及び広報用ポスター・チラシの作成・配布について、その目的を理解し、事業効果を最大化する実施内容、費用配分となっているか。
	5 事業K P I の達成が見込まれる提案内容となっているか。
	6 事業の効果を定量的、定性的に把握、検証する仕組みが提案されているか。
	7 独自の発想や提案が盛り込まれているか。
経費	1 見積経費の積算が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。また、理解しやすい積算となっているか。

(4) 審査結果の通知

ア 全ての企画提案募集参加者に審査結果を通知する。

イ 審査結果については、契約候補者の商号又は名称を県ホームページに公表する。

ウ 審査内容については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ても認めない。

(5) その他

本要領に定められた事項に違反した場合、不正な行為が行われた場合は失格とする。

10 契約

(1) 契約の締結

契約候補者となった者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が調った場合に、別途定める予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等については、一部変更することがある。

また、契約候補者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案者として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（案）のとおりとする。

11 公正な企画提案募集の確保

(1) 企画提案募集参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案募集参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提示内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案募集参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して、企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 企画提案募集参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案募集を公正に執行することができないと認められるときは、該当する参加者を企画提案募集に参加させず、又は執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 その他

(1) 企画提案募集に関し、提出された参加希望書及び企画提案書等は、契約候補者の選定以外の目的で使用しない。

(2) 企画提案募集に関し、実行委員会から受領、又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表または使用してはならない。

(3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じるすべての責任は、企画提案募集参加者が担う。

13 問合せ先・提出先

愛媛県中予地方局地域産業振興部地域政策課 企画調整係
(重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会事務局)

住 所 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

電 話 089-909-8751

メール chu-seisaku@pref.ehime.lg.jp